

# 資料編

---





# 1. 都市マスタープランの改定経過等

## ○改定経過

年 月 日	内 容
令和3年 9月 1日 ～ 9月 27日	「都市マスタープランの改定に向けたアンケート」調査
11月 9日	令和3年度 第1回 中井町都市計画審議会
12月 2日	第1回 中井町都市マスタープラン改定委員会
12月 22日	令和3年度 第2回 中井町都市計画審議会
令和4年 3月 16日	第2回 中井町都市マスタープラン改定委員会
3月 28日	令和3年度 第3回 中井町都市計画審議会
5月 17日	第3回 中井町都市マスタープラン改定委員会
6月 3日	令和4年度 第1回 中井町都市計画審議会
6月 10日	議会（全員協議会）への中間報告
6月 23日	第4回 中井町都市マスタープラン改定委員会
7月 7日	令和4年度 第2回 中井町都市計画審議会
8月 9日	第5回 中井町都市マスタープラン改定委員会
8月 26日	令和4年度 第3回 中井町都市計画審議会
9月 30日 ～ 10月 23日	都市マスタープラン素案 動画配信
9月 30日 ～ 10月 10日	都市マスタープラン素案 パネル展
10月 3日	都市マスタープラン素案 町民意見交換会 農村環境改善センター研修室
10月 3日 ～ 10月 23日	都市マスタープラン素案 パブリックコメント
12月 21日	第6回 中井町都市マスタープラン改定委員会
令和5年 1月 18日	令和4年度 第4回 中井町都市計画審議会
1月 25日	都市計画審議会への諮問
2月 14日	都市計画審議会からの答申
3月 10日	議会（全員協議会）への報告



## ○「都市マスタープランの改定に向けたアンケート」調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、人口減少、少子・高齢化の本格化や新型コロナウイルス感染症の拡大などの社会情勢や生活様式の変化などが進む中、町の将来都市像とその実現方策を体系的・総合的に示すための「中井町都市マスタープラン」の改定に際し、都市づくり・まちづくりに対する住民の意向や考えを把握し、これを反映させるために実施しました。

### (2) 調査方法

- ①実施対象：町内在住の16歳以上の住民2,000人を対象としました。
- ②抽出方法：性別、居住地域に偏りが生じないように配慮しつつ、住民基本台帳より無作為に抽出しました。
- ③調査方法：郵送による配布・回収により実施しました。
- ④調査期間：令和3年9月1日～9月27日（※10月8日着分までを集計対象としました。）

### (3) 回収結果

回収結果は、次のとおりです。

#### <全体回収率>

配布数 (a)	2,000 票
回収票数 (b)	652 票
回収率 (b)/(a)	32.6 %
有効回答票数(c)	651 票
有効回答率 (c)/(a)	32.6 %

#### <地区別回収率>

地区	配布数	有効回答数	有効回答率(%)
中村上	282	91	32.3%
中村下	637	207	32.5%
境	195	56	28.7%
井ノ口上	620	202	32.6%
井ノ口下	266	78	29.3%
その他・わからない	—	10	—
無回答	—	7	—

調査結果の詳細については、町ホームページ（下記QRコード）で確認いただけます。



## ○「中井町都市マスタープラン改定委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 中井町都市マスタープランの改定にあたり、本町が取り組むべきまちづくりに関する事項等について、庁内の意思統一を図り、都市マスタープランへ反映させるため、中井町都市マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 中井町都市マスタープランの改定に関すること。
- (2) その他中井町都市マスタープラン改定に関し、必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の職にある者を委員として組織する。

- (1) 副町長
- (2) 企画課長
- (3) 総務課長
- (4) 地域防災課長
- (5) 環境上下水道課長
- (6) 産業振興課長
- (7) 観光振興担当課長
- (8) まち整備課長
- (9) 生涯学習課長

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、副町長をもって充てる。

4 副委員長は、委員の互選による。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、中井町都市マスタープラン改定の策定修了の日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、延期することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まち整備課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。



## ○「中井町都市マスタープラン改定委員会」名簿

役 職	氏 名	備 考
副町長	鶴井 淳	委員長
企画課長	重田 勲 相原 久元	【令和3年度】 【令和4年度】
総務課長	相原 久元 森 聡	【令和3年度】 【令和4年度】
地域防災課長	青木 佳朗	
環境上下水道課長	須藤 肇	
産業振興課長	塚本 智	
観光振興担当課長	曾我 裕之	
まち整備課長	武井 良平	副委員長
生涯学習課長	松本 周一	
神奈川県県西土木事務所 まちづくり・建築指導課長	山下 正人 吉田 潤	【令和3年度】 【令和4年度】 オブザーバー

## ○「中井町都市計画審議会」名簿

審議会条例区分	役 職	氏 名	備 考	
第3条 第1号	学識経験 のある者	会長	重田 龍雄	元行政職員
		職務代理 【令和4年度】	関野 達夫	元行政職員
			小澤克之助 森 眞一	【令和3年度】 【令和4年度】 自治会連合会会長
			相原 榮司	農業委員会会長
			相原 尊行	商工振興会会長
第3条 第2号	町議会 の議員	職務代理 【令和3年度】	戸村 裕司 井上 泰弘	【令和3年度】 【令和4年度】 町議会議員
			古宮 祐二	町議会議員
第3条 第3号	関係行政 機関の職員		山口 政則	松田警察署長
			笠間 順 福島 温	【令和3年度】 【令和4年度】 県西土木事務所長

## 2. 用語の解説

### あ行



#### ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称で、デジタル化された情報の通信技術を用いて、インターネットなどを経由して人と人とをつなぐ役割を果たしています。

#### IoT

モノのインターネット（Internet of Things）の略称で、様々な「モノ（物）」がインターネットに接続し、情報交換することによって相互に制御する仕組みで、人とモノの間、およびモノ同士の間での新しい形の通信を可能にします。

#### 空き家

1年以上住んでいない、または使われていない家のことをいいます。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、近年その増加が問題となっており、地域住民の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要となります。

#### あしがら上地区資源循環型処理施設

足柄上地区1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）が、現有施設の老朽化への対応として検討している、ごみ処理広域化に向けた施設のことで。

#### 新たな公共交通システム

既存の交通手段に改革を行うことで発展させた新しい交通システムであり、公共交通の補完や財政負担の軽減などが期待されています。新たな路面電車であるLRTや求められた時間、場所に送迎する交通サービスであるデマンド交通など多様な形態が存在します。

#### インフラ

インフラストラクチャーの略で、道路・鉄道・港湾・ダム・上下水道・通信施設など、公共の福祉のための基盤となる施設のことで。

#### 雨水貯留・浸透施設

雨水の流出抑制や水資源として活用することを目的とした施設のことで、雨水を施設内に貯留する貯留施設と土壌に浸透させる浸透施設があります。地下水の保全、湧水の復活、平常時の河川流量の確保等の効果が期待されています。



## AI

人工知能（Artificial Intelligence）の略称であり、人工的に作られた人間の知能のようなものです。コンピューターが「学習する」ことで、翻訳や自動運転といった技術に採用され、大きな役割を果たしつつあります。

## 沿道型商業施設

幅員の広い幹線道路の沿道などに立地する商業施設のことです。主に自動車での来店を前提としており、駐車スペースが広く確保される場合が多くなっています。自動車が利用できる人にとっては、買い物などの利便性が非常に高い施設といえます。

## 大井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

中井町と大井町で大井都市計画区域を構成しています。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるもので、都市の発展の動向、都市計画区域における人口や産業の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた方針を示すものです。

## か行



### 開発指導要綱

地方公共団体が宅地開発事業に対して定めた開発規定のことです。乱開発による環境の悪化や急激な人口増による公共施設の整備の遅れを防ぐため、各地方自治体で定められています。

### 街路

都市施設のひとつであり、一般に市街地の中の道路をいいます。円滑な都市活動と安全・快適な都市生活の実現に欠くことのできない役割を担っています。

### 合併処理浄化槽

下水道・農業集落排水の区域外でも設置可能で、生活雑排水とし尿と一緒に浄化して処理できる浄化槽のことです。合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川水質への影響度が小さく、公共下水道と同等の処理能力があります。

### 神奈川県屋外広告物条例

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るために、神奈川県が屋外広告物の表示等に制限をかけている条例のことです。

### 観光資源

人々の観光活動のために利用可能なものであり、心を動かし人々を誘引する源泉となり得る要素や事象のことです。地域おこしの方法の一つとして、観光産業を興すときの資源となります。

## 幹線道路

全国や地域、都市内において道路網の骨格を形成する道路のことをいいます。

## 急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」によって、崩壊により居住者等に危険が生ずるおそれのある急傾斜地及び急傾斜地に隣接する土地の区域のことで、都道府県知事によって指定されます。崩壊を助長・誘発する恐れがないように、一定の行為が制限されます。

## 行財政運営

国や地方公共団体の行政と財政を用いた、政策を進めるにあたっての土台となる取組のことです。

## 共助

互いに力を合わせて助け合うことです。

## 共生

複数種の生物が相互関係を持ちながら同じ空間で生活することです。自然環境と人間が共に生きる空間の形成により、心地よい良質な生活環境の形成に繋がります。

## 行政区域

行政機関の権限の及ぶ範囲として定められた区域のことです。

## 協働

複数の主体が、目標を共有し、共に力を合わせて活動することです。住民と行政とが、お互いの長所をもちより、短所を補うことで、より質の高いサービスを生み出すことができます。

## 緊急輸送道路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線です。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策を優先して進めます。

## グリーンインフラ

自然環境が持つ機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことです。防災や環境再生などの多様な機能を有しています。

## 公共下水道計画区域

公共下水道により下水を排除することができる地域（排水区域）のうち、下水道を整備する対象区域であり、排除された汚水の処理を行う区域（処理区域）と雨水による浸水の防除を図る区域があります。



## 健康づくりステーション

町民の健康づくり・体力づくりの拠点として、保健福祉センターに「なかい健康づくりステーション」が設置されており、神奈川県より未病センターの認証を受けています。

## 交通結節機能

複数の交通手段が交差し、交通機関の乗り換え、乗り継ぎが行われる機能のことです。

## 交通結節点

バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のことです。

## コミュニティ意識

住んでいる地域を住民の力で自主的に住みよくしていくために、日常生活のふれあい、共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識のことです。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方です。

# さ行



## サービス圏域

商業などで、サービスが効果的に提供できる範囲のことです。

## サイクルアンドバスライド

鉄道駅やバス停まで距離がある地域の公共利用の利便性向上を図るため、バス停に設置される駐輪場システム。出発地点から自転車で最寄りのバス停まで行き、バス停付近の駐輪場を利用することで、バスで目的地へ向かうことができます。

## 再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。

## サテライトオフィス

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

## 産業基盤

産業の育成、発展の基となる施設の総称です。産業用地や発電施設などに加え、研究施設や教育のための機関なども該当します。

## 市街化区域

市街化を促す区域のことで、都市計画区域の中で既に市街化している一団の区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで。

## 市街化調整区域

自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制する区域です。原則として用途地域を定めず、開発行為等は許可を受けなければ行うことができません。

## 市街地開発事業

都道府県や市町村、組合などが事業主体となって、建物や施設を単体で建築するだけではなく、道路や公園などの公共施設とあわせて宅地開発を行うもので、一定の広がりのある地域を面的に開発する事業をいいます。都市計画上は、土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当します。

## 準防火地域

火災の防止を目的に、防火地域に次いで厳しい建築制限が定められている地域です。一般に建物が密集する市街地の中心部に防火地域が指定され、その外側を覆うように準防火地域が指定されます。

## 浄化槽処理促進区域

浄化槽法に基づいて、自然的経済的社会的諸条件からみて、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められ、地方自治体によって指定された区域のことです。

## 森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めることにより、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的として定められた法律です。

## 水源かん養機能

森林に降った雨を吸収、循環することで、大雨時の急激な増水を抑制し、雨量に関わらずに安定した河川流量を確保することを可能とする機能のことです。

## 生活道路

一般道路のうち、主として地域住民が住宅などから主要な道路に出るまでに利用する身近な道路のことです。路地や農道とも呼ばれ、私道のように私設の道も含まれます。



## Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことで、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において提唱された、我が国が目指すべき未来社会の姿のことであります。

## た行



### 地域公共交通会議

地域の実情に応じたバス運行や多様な運行サービスの運営について、地方自治体が主体となって地域住民との合意形成を図る場として設置される会議のことであります。

### 地域地区

土地の合理的な利用を図るため、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを決める地区のことであります。（用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域などがあります。）

### 地域防災計画

地方自治体が策定する防災に関する基本的な計画のことであります。

### 地区計画

身近な地区の特性に応じたまちづくりを目指し、住民と行政が協力して定めることのできる、都市計画法に規定された制度です。地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について、きめ細かなルールを定めることが可能です。

### 地区施設

地区計画に定める小規模な生活道路や小公園などで、一般の都市計画で定められている道路、公園よりも小規模な施設です。

### 長寿命化

施設が老朽化し、汚れや傷、不具合が生じた際に、メンテナンスや修理をしながら求められる水準を維持しつつ、使い続けることをいいます。取り壊しや整備にかかる莫大な費用を抑えることが期待されています。

### 調整池

開発などに伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調整することにより洪水被害の発生を防止する施設です。

## 定住人口

その地域や土地に住んでいる人口のことです。定住人口の増加は地域人口の増加を意味し、まちの活性化に繋がります。

## 透水性舗装

道路表面に降った雨水を道路舗装の隙間から、地下へ通す機能を持つ舗装構造のことです。雨水を地下に流し込むため、水たまりの解消や排水路の負担軽減などが見込まれます。

## 道路交通ネットワーク

道路交通が網の目状に広がっている様子の中で、交通利便性の向上に寄与するものです。

## 都市基幹公園

ひとつの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園分類のひとつです。都市基幹公園には、総合公園・運動公園などがあります。中井中央公園の公園種別は、運動公園で、都市基幹公園に該当します。

## 都市機能

都市で営まれる活動を構成する機能全般をいい、例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」が含まれます。

## 都市基盤施設

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設として、道路や鉄道等の基幹交通施設、上下水道、電気、ガス等の供給処理施設、情報通信施設、公園等の施設全般を指します。

## 都市計画区域

「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域」を「都市計画区域」として県が指定します。中井町と大井町の行政区域で、「大井都市計画区域」を構成しています。

## 都市計画道路

都市計画法に基づいて計画される道路で、都市計画やまちづくりの根幹をなすものです。計画にあたっては交通需要の予測や道路ネットワークとしての機能、景観や防災など道路空間としての機能などに配慮しながら、都市計画区域全体のバランスを考慮して定められます。都市計画道路が定められると、建築物等の建築に対し、一定の制限が加えられます。

## 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律です。



## 都市構造

都市の骨格を形成する、土地利用、幹線道路、主要施設などの配置や形態を示すものです。

## 都市再生特別措置法

少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化や都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、緊急を要する市街地の整備や都市再生整備計画に基づく事業への交付金の交付などの措置を講じることで、社会経済構造の転換を促し、経済の健全な発展や生活の向上に寄与することを目的として制定された法律です。

## 都市施設

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称です。道路、公園、下水道、河川等の都市活動を支える基盤となる施設が都市計画法で都市施設として定められています。

## 土地区画整理事業

市街地開発事業のひとつで、土地の所有者が少しずつ土地を提供して、道路や公園などの用地にあて、市街地の整備を行う手法です。宅地の面積は少し小さくなりますが、住みやすく利用価値の高い土地が得られることとなります。

## な行



### 中井町総合計画

中井町のまちづくりを進めるうえで最も重要な計画で、基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。第六次中井町総合計画の基本構想は、令和7年度を目標年次とし、町の将来像や将来像実現に向けた基本的な取組の方向性を示しています。

### 農地法

農地を効率的に耕作する者以外の者が、農地又は採草放牧地の権利を取得することを規制するための法律です。

## は行



### ハザードマップ

地震・台風・大雨などが起きた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示した災害予測図のことです。

### 花いっぱい促進運動

花を通じて人々の気持ちを豊かにとの願いを込められて始められた住民主体の活動です。

## PDCA(Plan-Do-Check-Action)

品質管理などの継続的改善手法のことで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

## PF I

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(Private Finance Initiative)の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

## PPP

公民連携(Public Private Partnership)の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。

## 防火地域

都市計画法において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、最も厳しい建築制限が課せられた地域のことです。主に駅前や市街地の中心部である繁華街等に指定されます。

## ま行



### 未利用地

空き地、工場跡地、荒地などを指します。市街化を図るべき市街化区域内では、農地、青空駐車場なども未利用地に該当します。

### メガソーラー事業

企業が発電した電気を国に買い取ってもらうことで、利益を得ることができる事業のことです。

### 面的基盤整備

敷地単体ではなく、面的な広がりですべて都市基盤を整備することです。ここでいう都市基盤とは、主として、道路や下水を指します。

### 面的整備

住区または数街区以上の規模で面的に実施される整備事業のことで、土地区画整理事業や大規模な開発事業などが該当します。



## や行



### 遊休農地（遊休化した農地）

現在、耕作が行われておらず、引き続き、耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことです。

### ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザイン、意匠のことです。バリアフリーが、バリアー（障害、障壁）を取り除くことを意味する言葉であるのに対し、バリアーの存在を前提としない言葉で、バリアフリーを発展させた言葉です。

### 用途地域

土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街化区域内の土地の利用の仕方を定めるものです。「用途地域」には、第一種低層住居専用地域など13種類がありますが、中井町では、このうち7種類が定められています。

### 予防保全工事

有事に備えて被害を未然に防ぐ、または減らすことを目的として、施設を改修しておくという考え方です。更新時期の平準化や総事業費の削減などの効果も見込めます。

## 中井町 都市マスタープラン

---

令和5年（2023年）3月発行

発行 中井町

編集 まち整備課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地

TEL : 0465-81-1111（代表） FAX : 0465-81-4676

<https://www.town.nakai.kanagawa.jp/>





ちょうどいい ちょっといい



里都まち♥なかい